

平成24年度小郡市政治倫理審査会 意見書

小郡市政治倫理条例に基づく市長、副市長、教育長、市議会議員の資産等報告書の審査結果について、次のとおり小郡市政治倫理審査会の意見書を公表します。なお、資産等報告書と意見書は総務課で閲覧できます。

1. 小郡市政治倫理審査会の経過

当審査会は、小郡市政治倫理条例(平成18年小郡市条例第20号)第9条第1項の規定に基づき提出された市長、副市長、教育長(以下「市長等」という。)及び市議会議員(以下「議員」という。)の資産等報告書について、次のとおり慎重な審査を行いました。

- (1)第1回(平成24年8月2日) ①経過報告及び審査依頼 ②資産等報告書の審査
- (2)第2回(平成24年8月31日) ①資産等報告書の審査
- (3)第3回(平成24年9月26日) ①意見書まとめ

2. 審査の概要

(1)小郡市政治倫理審査会での審査について

平成18年3月に新たに制定された小郡市政治倫理条例では、従来の条例とは異なり、新たに市長等及び議員に対し条例遵守の誓約書の提出や市の公共事業に関する辞退届の提出が規定されるとともに、配偶者の資産等報告書の提出義務も課せられており、小郡市における政治倫理の確立に向けた例規上の整備も図られてきました。

今回、市長、副市長、教育長、議員全21名の資産等報告書の審査を行いました。条例施行から7年目を迎え、条例に基づく関係書類及び資料については、適切に提出されており、政治倫理に対する意識が向上してきているものと考えられます。

(2)資産等報告書の内容について

今回提出された資産等報告書については、内容の不備等も散見されましたが、その後の補正等で修正がなされ、その他特段の疑義は見当たりませんでした。

3. 小郡市政治倫理審査会の意見

小郡市政治倫理条例は、「公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。」ものであり(第1条)、小郡市政治倫理審査会は、「資産等報告書の審査その他の政治倫理確立のために必要な事項の調査等の処理を行うため」置かれたものです(第7条)。そして審査会は、「資産等報告書を審査し、意見書を市長に提出すること」等の職務を行います(第8条)。

当審査会は、平成24年度資産等報告書の審査の結果に基づき下記の点のとおりの意見を述べます。

(1)第1条の改正(市長等及び議員の政治倫理基準)について

小郡市政治倫理条例第4条において、市長等及び議員の政治倫理基準が規定されています。政治倫理基準では、市民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むなどの行動規範のほかに、第三者について、特例的に有利な取り計らいを図ることを禁じています。

(3)における配偶者が役員をしている企業への利益供与について関連しますが、市長等及び議員本人のみならず、市長等及び議員本人以外の第三者に対する利益を図ってはならないことを条文中に明確に規定する必要があると考えます。

(2)第5条の改正(任期満了により退任した者の取り扱い)について

任期満了等に伴い退任(落選、辞職を含む。)した者については、現在資産等報告書の提出義務がありませんが、審査会としては、在職中における政治倫理基準違反等について審査をする必要性から、基準日(当該年の1月1日)に市長等又は議員であった者については、退任後においても、資産等報告書を提出する必要があるのではないかと考えます。

(3)第18条の改正(市の公共工事等に係る辞退)について

小郡市政治倫理条例第18条第1項において、市長等又は議員が役員をしている企業については、市との請負契約を辞退することを努力する規定がなされております。現在、同条例第5条において、配偶者に係る資産等報告書の提出が義務付けられておりますが、配偶者が役員をしている企業について、市長等及び議員がその地位を利用して不正に利益を供与する、又はそう疑われることを防止するため、配偶者が役員をしている企業についても市との請負契約を辞退する必要があると考えます。

平成24年9月26日

小郡市政治倫理審査会